

議案第 38 号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり、三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和61年三朝町条例第27号）の一部を、次のように改正する。

別表第1中「1,190円」を「1,240円」に、「143円」を「148円」に、「153円」を「158円」に、「60円」を「65円」に改める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行し、平成10年5月分の使用料から適用する。